

## ユニット型個室入所利用料金

### 1) ユニット型介護保健施設サービス費

当施設は、ユニット型介護保健施設サービス費Ⅰを算定しております。

	サービス単位 (1日)		介護報酬 (1日)		利用者1割負担額 (1日)		利用者負担額 (30日の場合)	
	基本型	強化型	基本型	強化型	基本型	強化型	基本型	強化型
要介護1	802	876	8,565	9,355	857	936	25,710	28,080
要介護2	848	952	9,056	10,167	906	1,017	27,180	30,510
要介護3	913	1,018	9,750	10,872	975	1,088	29,250	32,640
要介護4	968	1,077	10,338	11,502	1,034	1,151	31,020	34,530
要介護5	1,018	1,130	10,872	12,068	1,088	1,207	32,640	36,210

- \* 表の1単位の単価は、法令による地域区分によって定められており、宝塚市は1単位を10.68円で計算します。
- \* 表の施設利用料1日分と30日の場合とでは、金額換算時の端数処理により、差異が生じています。
- \* 基本型と強化型については、月々の利用状況変動により、不定期に月単位で変更することがあります。
- \* 表の料金は、介護保険負担割合 1割の方の負担額です。  
2割・3割負担の方は、上記金額にそれぞれの割合を乗じた金額が利用料金となります。

### 2) 各種加算

項目	加算単位(1日)		内容	<input checked="" type="checkbox"/>
初期加算	(Ⅰ)	60	急性期医療機関の一般病棟に入院後30日以内に退院し、入所した場合。かつ当施設の空床情報をウェブサイトや地域ネットワークに定期的に公表し、複数の急性期医療機関に情報共有を行っている場合、入所した日から30日以内の期間は1日につき加算	
	(Ⅱ)	30	入所した日から30日以内の期間は1日につき加算	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22	①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 いずれかが配置されていること	
	(Ⅱ)	18	介護福祉士が60%以上配置されていること	
	(Ⅲ)	6	①介護福祉士50%以上 ②常勤職員が75%以上 ③勤続年数7年以上ある者が30%以上 いずれかが配置されていること	
夜勤職員配置加算	24	入所者20名に対して1名を上回る夜勤職員配置している加算		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に、集中的にリハビリテーションを個別に行い、かつ1ヶ月に1回以上ADL等評価を行うと共に、その結果等情報を厚生労働省に提出し、必要に応じリハビリテーション計画を見直している場合に加算		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)	240	(Ⅱ)に適合し、かつ、入所者の居宅を訪問し生活環境を把握、それを踏まえたリハビリテーションを計画・実施した場合に加算	
	(Ⅱ)	120	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、集中的(週に3日を限度)なりハビリテーションを個別に行った場合に加算	

項目	加算単位(1日)	内 容		☑
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ)	53/月	(Ⅱ)に適合し、かつ、栄養マネジメント強化加算及び口腔衛生管理加算(Ⅱ)を算定。計画書等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養情報を関係職員が一体的に共有、必要な見直しをしている場合に加算	
	(Ⅱ)	33/月	医師、療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し継続的に質の管理を行い、実施計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、提供に当たって必要な情報を活用している場合に加算	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅰ)	51	在宅復帰に向け入所者の家族と連絡調整を行ない、居宅介護支援業者に対して必要な調整・情報提供をし一定の指標を得た場合の加算	
	(Ⅱ)			
栄養マネジメント強化加算	11	入所者50名に対して1名を上回る管理栄養士が配置され、入所者の栄養状態に配慮した栄養管理が計画的に行われている事。低栄養リスクの高い入所者に対し他職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い、週3回以上ミールラウンドと食事調整等実施を行った場合の加算		
療養食加算	6/回	利用者の心身の状況にあわせ、医師の指示により糖尿食・心臓食・腎臓食等の療養食の提供を行った場合に加算		
再入所時栄養連携加算	200	入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し施設へ再入所した場合の加算(入所月のみ1回)		
経口維持加算	(Ⅰ)	400/月	経口摂取者であり摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	
	(Ⅱ)	100/月	協力歯科機関を定め経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	
経口移行加算	28	経管栄養により食事摂取している方に対し、経口移行計画を作成し、経口摂取を実施した場合(開始日より180日以内)に加算		
口腔衛生管理加算	I	90/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の指導に基づき、口腔衛生等の管理に係る計画書が作成され、歯科衛生士により口腔衛生等管理を月2回以上実施。また、介護職員に具体的な技術的助言・指導を行い、介護職員からの口腔に関する相談等に対応している場合に加算	
	II	110/月	(Ⅰ)の実施に加え、口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、管理の適切かつ有効な実施の為情報の活用を行っている場合に加算	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140	<p>①医師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講している。</p> <p>②入所後1ヶ月以内に入所者の処方内容を変更する可能性について主治の医師に説明し、合意している。</p> <p>③入所前6種類以上の内服薬処方を受けていた入所者に対し、入所前後の主治医が共同し薬剤を評価・調整、かつ療養上必要な指導を行う。</p> <p>④処方内容を変更した場合、関係職種間で情報共有と変更後の状態等確認を行う。</p> <p>⑤入所時と退所時に処方内容変更があれば、経緯・変更後の状態等と退所後の主治医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している。</p> <p>上記の要件を満たし、施設において入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に加算(退所月のみ1回)</p>		
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70	(Ⅰ)イ、①④⑤を満たし、入所前6種類以上の内服薬処方を受けていた入所者に対し、入所中服用薬剤の評価・調整を行い、かつ療養上必要な指導した場合に加算(退所月のみ1回)		

項目	加算単位(1日)	内 容		☑
かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅱ)	240	(Ⅰ)イ、又はロを満たし、入所者の情報を厚生労働省に提出、処方にあたり薬物療法の適切かつ有効な実施に情報を活用している場合に加算(退所月のみ1回)		
かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅲ)	100	(Ⅱ)を満たし、退所時処方の内服薬において、入所時に比べ1種類以上減少している場合に加算(退所月のみ1回)		
緊急時治療管理加算	518	施設内で緊急的な治療管理(注射・投薬・処置等)を行った場合、1月1回3日を限度に加算		
所定疾患 施設療養費加算(Ⅱ)	480	感染症対策に関する研修を受講している医師が、入所者に対して、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(肺炎・尿路感染症・蜂窩織炎・带状疱疹・慢性心不全憎悪)、1ヶ月に10日を限度として加算		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450	入所日前後に入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に加算(入所時1回のみ)		
入退所前連携加算	(Ⅰ)	600	入所日前後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。かつ、診療状況を示す文書を添え、必要な情報提供とサービス利用調整を行った場合に加算(退所月のみ1回)	
	(Ⅱ)	400	入所者の退所に先立ち居宅介護支援事業者に対し、診療状況を示す文書を添え、必要な情報提供とサービス利用調整を行った場合に加算(退所月のみ1回)	
退所時情報提供加算	(Ⅰ)	500	居宅へ退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合に加算(退所月のみ1回)	
	(Ⅱ)	250	医療機関へ退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合に加算(退所月のみ1回)	
訪問看護指示加算	300	退所時に訪問看護指示書を交付した場合に加算(退所月のみ1回)		
ターミナルケア 加算	死亡日以前 31日以上45日以下	72	医学的見解に基づき回復の見込みがないと診断され、かつターミナルにかかる計画を作成し、説明同意の上、ターミナルケアを行った場合に加算	
	死亡日以前 4日以上30日以下	160		
	死亡日以前 2日又は3日	910		
	死亡日	1,900		
安全対策体制加算	20	担当者が配置され安全対策部門を設置、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に加算(入所月のみ1回)		
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	40/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等、基本的な情報を厚生労働省に提出。必要に応じサービス計画の見直しや、サービス提供に当たり情報を活用している場合に加算	
	(Ⅱ)	60/月	上記(Ⅰ)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出している場合に加算	
生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	100/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減について、委員会開催や改善活動を継続的に実施。かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入、介護助手の活用、1年以内ごとに1回・業務改善による効果を示すデータの提出を行っている場合に加算		
高齢者施設等 感染対策向上加算	(Ⅰ)	10/月	施設内で感染者が発生した場合、感染者の療養を行う上で、第二種協定指定医療機関と連携体制を構築されており、又一般的な感染症発生時等対応の取り決めと連携が協力医療機関と適切に行われている事。その上で、院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加している場合に加算	
	(Ⅱ)	5/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けている場合に加算	

項目	加算単位(1日)		内容	☑
協力医療機関連携加算	(I)	100/月	以下の条件を満たす協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に加算 ①入所者の病状が急変した場合等、相談対応を行う体制を常時確保している ②診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保している ③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している	
介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の7.5%		(II)に加え、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置し職員の充実が図れている場合	
介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の7.1%		(III)に加え、一定額以上の賃金年額改善が図れた者が1人以上おり、職場環境改善、見える化を図っている場合	
介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の5.4%		(IV)に加え、資格や勤続年数等経験に応じた昇給の仕組みが整備している場合	
介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の4.4%		介護職員等の確保、処遇改善に向けて、施設サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の4.4%相当額で、その1/2以上を月額賃金で配分を行っている場合	

☞利用者が外泊された場合、1ヶ月に6日を限度とし施設サービス費に代えて1日につき387円請求されます

### 3) 所得別の負担額について

食費・居住費については、低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得段階別に下記の通り設定されております。

所得段階	食費 (円/1日)	居住費(円/1日)			☑
		ユニット個室	個室	多床室	
<b>第1段階</b> 世帯全員が市町村税非課税の老齢福祉年金・生活保護受給者	300	880	550	0	
<b>第2段階</b> 世帯全員が市町村税非課税かつ年金収入が80万円以下	390	880	550	430	
<b>第3段階 ①</b> 世帯全員が市町村税非課税かつ第2段階以外 (課税収入額が80万円超120万円以下)	650	1,370	1,370	430	
<b>第3段階 ②</b> 世帯全員が市町村税非課税かつ第2段階以外 (課税収入額が120万円超)	1,360	1,370	1,370	430	
<b>第4段階</b> 上記以外(市町村税課税者など)	1,880	2,030	1,700	430	

朝食:380、昼・夕:750

\* 負担限度額認定証が必要となります

#### 4) 介護保険給付外サービス・その他利用料

種類		利用料	
居室料金	2F 個室料金	4,200円/1日 (消費税込)	126,000円/30日(消費税込)
レクリエーション行事	当施設では季節の催しや、グループを招いてイベントを企画・実施致します ※任意参加	実費 1回 50円 ~ 1500円	
クラブ活動	華道クラブ	1回	1,000円
	茶道クラブ	1回	200円
	書道クラブ 文化クラブ 手芸クラブ アートクラブ 喫茶クラブ	1回	100円
健康管理費	実費(インフルエンザ予防接種などの費用)		

- ・ その他介護老人保健施設入所サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

#### ▶医療費について

当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、急性期治療のための医療・歯科治療につきましては他の保険医療機関による入院・通院・往診により対応し、医療保険適用により自己負担していただきます。

#### 5) 委託業者によるサービス・料金(希望される方のみ)

理美容サービス	委託業者理容師の出張による理髪サービス(月2回)をご利用いただけます。	実費 別表にて表示あり
日用品リース	委託業者によるリース品を、別契約にてご利用頂けます。 (委託業者名での請求)	
肌着リース		

#### 6) 共同使用消耗品

共同使用となります消耗品(シャンプー、ボディソープ等)は、消耗品リースを採用しています。リース料1日分相当額をご負担いただきます。(料金は別表にて表示有)

## 7) 支払い方法

### a) 郵便局 自動振込み利用の場合

入所当日に、指定の自動振込申込み用紙をご提出ください。  
毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日に指定の口座よりお引き落とし致します。領収書は翌月請求書郵送時に送付致します。

### b) 銀行振込をご利用の場合

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を送付致します。

☆ 振込先 ☆	
三井住友銀行 宝塚支店 普通 4096605	イリョウホウジン ショウワカイ 医療法人 尚和会

**\***利用者名にてお振込み下さい

### c) 窓口支払い

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までに窓口にてお支払いください。  
クレジットカードでのお支払いも可能です。  
利用可能なカードについてはお問い合わせ下さい。